

令和4年度兵庫 DC タブロイド紙制作・発行業務 仕様書

1 事業概要

兵庫デスティネーションキャンペーン推進協議会は、2023年7月～9月の3ヶ月間、「兵庫テロワール旅」(※1)をテーマにJRグループと連携した「兵庫デスティネーションキャンペーン(以下、「兵庫DC」という。)」を展開する。それに先駆けて、2022年7月～9月には、兵庫デスティネーションキャンペーンプレキャンペーン(以下、「兵庫プレDC」という。))を実施し、「兵庫テロワール旅」の普及と兵庫県への観光誘客の促進を図ることとしている。

キャンペーンをより効果的なものとするため、まずは県民に対して「兵庫テロワール旅」への理解を深め、兵庫DCに向けて機運醸成を図ることで県民総参加による一体感を持った取組としたい。

そこで、「兵庫テロワール旅」を題材とするタブロイド紙を令和4年度に2回制作・発行し、新聞折り込みなどで配布するため、この度「令和4年度兵庫DCタブロイド紙制作・発行業務」(以下、「業務」という。)を委託する者を選定することとし、以下のとおり企画提案を公募する。

※1 単に観光地をめぐる物見遊山型の旅行とは異なり、各地域の特色ある「食」や「文化」に触れるとともに、それら文化が何故その地に根付き、引き継がれてきたのかという自然的／文化的背景についても知ることが出来るような、旅行者の知的好奇心を満たし満足度を向上させる仕組みを持った旅

参考：兵庫テロワール旅WEBサイト

<https://www.hyogo-tourism.jp/terroir>

2 業務の名称

令和4年度兵庫DCタブロイド紙制作・発行業務

3 実施主体

兵庫デスティネーションキャンペーン推進協議会(以下、委託者という)

4 委託費、契約期間

- (1) 委託費 7,600千円以内(消費税込)
- (2) 契約期間 契約日 ～ 2023年1月31日
- (3) 全体スケジュール

期 日	内 容
3月28日	募集開始
4月4日	参加申込締切
4月5日	質問〆切
4月11日	提案書提出締切
4月中旬	提案審査(書類審査)
4月中旬～	審査結果通知、契約締結、制作開始
4月中旬～5月下旬	第一弾タブロイド紙協議、取材、編集、校正
5月下旬	第一弾タブロイド紙(第1校)

7月1日（予定）	第一弾タブロイド紙納品・配布
7月中旬～	第二弾タブロイド紙協議
7月下旬～	第二弾タブロイド紙取材、編集、校正
10月～11月（予定）	第二弾タブロイド紙納品・配布
12月末	実績報告

5 業務内容

「兵庫テロワール旅」ブランドに沿った紙面制作、発行するため、下記の内容について実施すること。

ア 紙面企画・構成・制作業務（広告欄のデザイン含む）

- ・「兵庫テロワール旅」のコンセプトやそれに沿った取組などを伝える内容とすること。
- ・タブロイド紙は4Cフルカラー印刷による4頁以上の構成とし、判型サイズや斤量、紙質など適切なものを提案すること。
- ・兵庫プレDC及び兵庫DCのPR、県民向けに参画を促す内容を含むこと。
- ・発行にかかる誌面広告掲載を誌面全体面積の1/4まで可とする。
ただし、広告主は委託者に事前に相談すること。また、見積額は広告収入込みで提案すること。

イ 取材、写真撮影、画像収集業務

ウ 掲載の施設、市町、観光協会等への原稿確認作業

エ 校正・校閲業務

オ 収集及び撮影画像に係る関係団体への使用許諾確認

カ 新聞折込などでの配布業務

- ・配布方法、配布部数、配布エリアを提案すること。

6 事業実施上の留意点

(1) 特記事項

① 作成にあたっての留意事項

- ア 本プロポーザルは受託者を選定するために行うものであり、事業内容は改めて委託者と受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。
- イ 制作担当者は、兵庫県の観光資源に係る基礎的な知識を有する者を起用すること。
- ウ 記事のライターは、上記イの知見を有することに加え、文章表現力において巧みな者を起用すること。
- エ 営業・製作担当者を交えた作成会議を原則週1回行うこと。
- オ 第1校原稿は受託者において作成し、安易に掲載施設等に原稿作成を依頼しないこと。
- カ 作成スケジュールの進行管理を徹底すること。
- キ 委託者の指示に従い、すみやかに必要な対応を行うこと。
- ク 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(2) 委託事業に要する画像

① 画像の撮影

画像は季節や天候、制作スケジュール等の都合により撮影が難しい場合等を除き、新規撮影を原則とする。ただし、適当な画像が撮影できなかった場合等には、委託者と協議の上、受託者が所有している画像や借用画像を使用することも可とする。その際に生じる手続き等は受託者にて行うこと。

② 収集画像及び撮影画像に係る関係団体への使用許諾の確認

委託者が提供する画像等を除き、使用する画像について、今後のPR活動での活用、マスコミ・旅行会社への提供等について、関係団体に著作権、肖像権の使用許諾の確認を行うこと。

(3) 校正・校閲

① 内容・文字校正：2回

② 色校正：1回

[補足事項]

ア 各掲載箇所に関する内容の最終確認については、受託事業者が直接、掲載スポットの関連団体と行うこと。また、FAXでの校正はできる限り避け、原則e-mailで行うこと。なお、委託者に随時情報を提供すること。

イ 校正過程における手戻りや混乱がないよう第1校のレベルに留意すること。

また、原稿の取扱いについて十分に留意すること。

7 著作権・肖像権

受託事業者は、委託者が提供する画像等を除き、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証し、制作に関して著作権の許諾など必要な手続きを行うこと。また、使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないように留意すること。

本事業の成果物（タブロイド紙）に係る権利は、事業実施者が従前権利を有していたものを除き、原則委託者に帰属する。また、加工及び二次利用する場合は、事前に受託者と協議することとする。

なお、これらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、受託者がその責任において対処すること。

ただし、委託者より支給される資料や写真等についてはこの限りではない。

8 委託契約の締結

(1) 契約に関する事務は委託者で行う。

(2) 委託者は、選定された事業を提案した事業者等と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。

(3) 契約条項は、委託者において示す。

(4) 契約の相手方となる事業者等は、契約金額が200万円を超える場合は、委託者に対して、委託料の10分の1の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合に

- において、契約保証金の全部または一部を免除することができる。
- (5) 受託者は、委託者が認めた場合に限り、業務の一部を再委託することができる。

9 契約の解除

- (1) 委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
- (2) 上記(1)により契約を解除した場合、委託者は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

10 委託料の支払い

委託料の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

11 適正な事業執行に係る留意事項

事業者等は、本事業が委託者との契約に基づく公的事业であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。